

(案)

青葉区宮城総合支所道路維持管理業務委託 仕様書

第1条 適用範囲

1. 本仕様書は、青葉区宮城総合支所道路維持管理業務委託に適用する。
2. 本業務は、宮城県土木部作成の共通仕様書（土木工事編）の文中における宮城県を仙台市と読み替え準用するものとする。ただし、本仕様書と重複して記載されている事項は、本書を優先するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、道路の安全・安心な通行を確保するため、青葉区宮城総合支所道路課が管理する一般国道、県道、市道等を巡視し、道路異常の早期発見や道路管理上に必要な情報及び資料を収集するとともに、道路異常等に対して小規模で簡易的な修繕・清掃を講じることを目的とする。

第3条 業務対象区域

青葉区宮城総合支所道路課が管理する下記の道路とする。

1. 一般国道、県道、市道、市有通路：総延長約 470 k m
2. 法定外公共物（赤線）等の管理地

第4条 業務履行期間

1. 本業務の履行期間は契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。
2. 本業務の実業務実施期間は、令和8年2月2日から令和9年3月31日までとする。
3. 契約締結日の翌日から実業務実施期間の前日までを業務準備期間とし、受注者は発注者から提供される業務資料等をもとに、業務遂行に必要な事項の習熟を行うものとする。なお、業務準備に係る費用は受注者が負担するものとする。

第5条 作業時間

本業務の作業時間は開庁日の8時30分～17時15分の範囲内とする。

第6条 道路維持管理業務実施体制

1. 受注者は本業務の適正な履行を確保するために道路維持管理業務に従事する道路維持管理作業員（以下「作業員」という。）を指揮、監督する総括担当責任者を配置しなければならない。また、総括担当責任者を補佐する総括担当副責任者を配置することができるものとする。なお、業務指揮系統は別紙1を標準とする。
2. 受注者は契約後に速やかに、本業務に従事予定の作業員名簿を提出し、発注者の確認を受けるものとする。また、作業員に変更及び追加がある場合においても作業員名簿を提出し発注者の確認を受けるものとする。
3. 道路維持管理業務は、道路の維持管理に関する業務の経験を有する者を含む2名以上の1班体制を標準とするが、受注者は安全性および効率性をふまえた作業実施体制について発注者と協議するものとする。

(案)

第7条 道路維持管理業務内容

1. 道路維持管理業務の作業対象日は別紙2に定める開庁日とし、下表に定める作業項目を実施するものとする。
2. 発注者は市民等からの通報に関する現場調査や簡易修繕・清掃の指示を受注者に行うものとし、受注者は指示内容をふまえて作業方法及び作業予定日を発注者へ報告するものとする。
なお、発注者からの指示の受け方及び報告方法については発注者と協議するものとする。
3. 道路維持管理業務は別紙3の管理区域内において、原則全ての開庁日に簡易修繕・簡易清掃等の作業を道路パトロールとあわせて行うこととし、受注者は下記の1日の標準的な作業量をふまえた1日の標準的な行動計画を発注者と協議するものとする。

【1日の標準的な道路維持管理業務作業量(目安)】

- ・ 現場調査、簡易修繕等：概ね6箇所程度(パトロール時に発見した道路異常の修繕対応含む)
- ・ 道路パトロール：概ね20km程度
- ・ 1日の移動距離：概ね70km程度(道路パトロール含む)

道路維持管理業務における作業項目

業務種別	作業項目	作業概要
業務管理	業務計画	業務実施体制やパトロール計画の作成
【第9条】	報告	パトロール・簡易修繕作業結果などの報告書作成
調査・パトロール	現場調査	市民等からの通報や要望に関する現場調査
【第10条】	道路パトロール	管理路線を車上から目視確認
	異常時パトロール	発注者より調査指示された路線の状況確認
簡易修繕	路面補修	常温合材やモルタル等を使用し、概ね30分程度の人力作業で対応可能な修繕
【第11条】	道路施設補修	
簡易清掃	路上落下物の回収	概ね30分程度の人力作業で対応可能な清掃
【第12条】	除草、樹木伐採・枝払い	
	路面清掃	
	柵・側溝の清掃	
事故等の対応	倒木の除却	路上への倒木を切断し路肩等へ一次撤去
【第13条】	交通規制・誘導	カラーコーン等の保安施設設置及び一時的な交通誘導

(案)

第8条 道路維持管理業務に求める維持管理の水準

受注者は本業務実施にあたり、現在と同等以上の道路の安全な通行が確保できるように下記の維持管理水準以上で管理するものとする。

業務種別	現在の維持管理水準
調査・パトロール	・発注者からの調査指示箇所は原則、3 開庁日以内に現場確認・調査を行う。 ・大雨や台風、中程度の地震等が発生した際は、速やかに発注者と協議のうえ、調査指示を受けた路線を翌開庁日までにパトロールを行う。
簡易修繕	・路上事故発生のある恐れがある事象（路面や側溝蓋の破損等）を発見した際は、受注者の判断により常温合材等で速やかに修繕を行う。
簡易清掃	・路上への落下物や鳥獣死骸を発見した際は、受注者の判断により速やかに回収を行う。 ・通行に支障となる草木や道路汚損を発見した際は、速やかに一次撤去・清掃を行う。
事故等の対応	・事故等により、通行に支障が生じている事案が発生した際は、発注者からの指示に基づき現場へ急行し交通規制や交通誘導を行うとともに、早期交通開放にむけて対応する。

※即時対応が困難な場合は、カラーコーン等により注意喚起や現場養生を行い、速やかに発注者に報告するものとする。

第9条 業務管理

1. 業務計画書の作成

- (1) 受注者は、契約後速やかに業務の実施体制、標準的な1日の行動計画、パトロール実施計画書等を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、業務計画書に基づき業務進捗管理を行うとともに業務計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度、変更業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

2. 業務の履行管理

総括担当責任者は簡易修繕・清掃作業及び道路パトロール実施状況について、下記のとおり発注者へ報告し、必要に応じて協議を行うものとする。

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、Web ツール等を活用して発注者と円滑な情報共有を図るとともに、進捗管理や点検票の電子化に係るアプリケーション等を活用し、業務管理を効率的に行うよう努めるものとする。
- (2) 発注者指示に基づく簡易修繕・清掃作業を実施した際は、実施日の翌開庁日の午前中までに発注者へ作業内容及び作業前後の写真を報告するものとする。
- (3) パトロール時に発見・対応した危険箇所等については、Web ツール等を活用して発注者に報告し、必要に応じて協議するものとする。
- (4) 総括担当責任者は原則毎週月曜日に、前週に実施した簡易修繕・清掃の作業日誌及びパトロール報告書を発注者に提出し、以下の事項について協議を行うものとする。
 - ・ 前週の作業内容に関する総括
 - ・ 今週のパトロール・作業予定箇所の確認
 - ・ その他業務上必要となる事項

(案)

第10条 調査・パトロール

1. 現場調査及びパトロールは別紙3のエリアごとに計画的に行うものとし、効率的なパトロールの実施にむけて発注者と協議するものとする。
2. 現場調査及びパトロール中に、市民等からの通報による緊急巡回が必要となった場合は、発注者の指示に基づき速やかに対応するものとする。
3. 現場調査
 - (1) 現場調査指示を受けた場合は、調査予定日を発注者に報告のうえ3営業日以内に現場を確認し状況報告を行うものとする。
 - (2) 現場調査は徒歩により状況確認を行い、損傷状況等の規模が分かるように撮影するものとする。
4. 通常パトロール
 - (1) 通常パトロールは簡易修繕・現場調査時にあわせて行うことを基本とし、別紙3に定める主要パトロール路線は月1回以上の頻度でパトロールを行うものとする。
 - (2) パトロール時の調査速度は30 km/h以下を標準とする。
 - (3) パトロール時に通行に支障をきたすおそれがある路面の穴ぼこ、落下物、その他応急措置が必要な事案を発見した際は、受注者の判断により簡易修繕・清掃などを行うものとする。
 - (4) パトロール時は別紙4の点検項目に定める道路の危険箇所等の発見に努めるものとする。
 - (5) 発注者は通常パトロール時に別紙4の点検項目から重点的に点検する項目を定め、調査を指示するものとし、受注者は重点点検方法及び調査結果集計方法について発注者と協議するものとする。
5. 異常時パトロール

地震、大雨、暴風等により、交通障害等が発生した場合、またはその恐れがある場合に、発注者からの指示に基づき道路の利用状況を把握するとともに、必要に応じて簡易的な措置を行うものとする。異常時パトロールの点検項目と作業内容は別紙5のとおりとする。

第11条 簡易修繕

1. 本業務における簡易修繕作業は以下の内容を基本とし、1箇所あたり概ね30分程度の人力で対応可能な作業を目安とする。
 - (ア) 路面の穴ぼこや段差を常温合材により穴埋め、擦り付け
 - (イ) 側溝蓋のがたつき解消、破損した側溝蓋の交換
 - (ウ) 歩道平板ブロックのガタツキ解消、破損した平板ブロックの補修
 - (エ) 破損した道路施設（側溝・柵・縁石など）をモルタル等で行う簡易補修
 - (オ) 道路反射鏡の角度調整や応急復旧など
 - (カ) 破損した路上施設（防護柵や標識等）の応急復旧、部分除去
 - (キ) 上記以外で発注者指示に基づく簡易的な修繕作業 等

例) 舗装クラック注入、階段破損部をモルタルにて補修、陥没箇所の応急復旧 等
2. 簡易修繕作業に使用する補修材料は、発注者からの支給を標準とし、使用した支給品の数量を発注者へ報告するものとする。
3. 現地確認の結果、対応が困難な場合は、カラーコーン等で現場養生等の安全確保措置を講じたうえで、速やかに発注者に報告するものとする。

(案)

第 12 条 簡易清掃

1. 本業務における簡易清掃作業は以下の内容を基本とし、1 箇所あたり概ね 30 分程度の人力で対応可能な作業を目安とする。
 - (ア) 落下物、不法投棄物、落ち枝の障害物除去、運搬
 - (イ) 犬猫等の鳥獣死骸の除去、運搬
 - (ウ) 冠水箇所・冠水の恐れがある柵や側溝に堆積した汚泥・落ち葉などの除去
 - (エ) 路面へのごみの散乱や土砂などの流出物の除去
 - (オ) 歩道、路肩、中央分離帯の※¹除草及び集草
 - (カ) 通行に支障が生じている竹、支障木、危険木の※²枝払い及び※³伐採
 - (キ) 上記以外で発注者が指示する簡易的清掃作業 等

例) 除草剤の散布、融雪剤の散布、町ぐるみ清掃時の土砂袋回収、標識・照明灯・カーブミラー等周辺の枝払い 等

※¹: 肩掛け式除草機械による作業

※²: 枝切バサミによる作業

※³: チェーンソーによる作業
2. 簡易清掃時に回収した落ち葉、土砂、枝、落下物等は宮城総合支所敷地内の回収物仮置場に搬入することを標準とし、発注者へ報告するものとする。
3. 回収した犬猫等の鳥獣死骸は、宮城総合支所車庫内の死骸回収冷凍庫に搬入し、発注者に報告するものとする。
4. 現地確認の結果、対応が困難な汚損等は、カラーコーン等で注意喚起等の安全確保措置を講じたうえで、速やかに発注者に報告するものとする。

第 13 条 事故等の対応

1. 事故や地震、大雨、暴風等により、交通障害等が発生し発注者より対応指示があった場合は、速やかに現場に急行し下記の応急対応を行うものとする。
2. 応急対応では、危険要因の排除ができないような道路の崩壊、陥没若しくは落石、冠水等交通に重大な障害を及ぼす事態又は生ずる恐れがある場合は、直ちに現場においてカラーコーン、バリケード、保安灯、標識等の保安施設の設置等事故防止に必要な措置を講じ、速やかに発注者に報告するものとする。
3. 本業務における事故等の応急対応内容は下記のとおりとする。
 - (ア) 危険箇所へのバリケードやカラーコーン等の路上施設設置
 - (イ) 危険箇所周辺における一時的な交通誘導
 - (ウ) 交通事故等の残骸撤去や吸着マット等による油漏れ処理
 - (エ) 簡易土嚢やブルーシートの設置
 - (オ) 道路上の※倒木を切断し路肩へ一時撤去

※直径 30cm 程度までの倒木を人力にて移動できる大きさにチェーンソーにて切断

- (カ) 上記以外で発注者が指示する応急的な対応 等

(案)

第 14 条 道路維持管理作業車両

1. 道路維持管理業務に使用する車両（以下、「道路維持管理作業車両」という。）は、道路維持作業用自動車として宮城県公安委員会の指定を受けたトラックを標準とし、ドライブレコーダー等の動画撮影機能を有する機器を装着するものとする。
2. 道路維持管理作業車両は、原則として発注者が受注者へ貸与するものとする。車両の貸与及び返納に関する手続きは、以下のとおりとする。
 - (1) 受注者は車両を借用する際は、発注者立会のもと「道路維持管理車両機能現況表」（様式 1）により、整備状況を確認し、発注者へ「道路維持管理車両借用書」（様式 2）を提出するものとする。
 - (2) 受注者は貸与車両を亡失またはき損の恐れのない場所に保管し、本業務委託の目的以外に使用しないものとする。
 - (3) 受注者は業務委託期間中に発生する交通事故に備え、対人・対物賠償の自動車損害保険（以下「任意保険」という。）に加入するものとし、貸与車両に対する車両保険の加入にも努めること。なお、受注者は、任意保険及び車両保険に加入した場合は、関係書類の写しを速やかに発注者へ提出するものとする。
 - (4) 受注者は貸与車両を返納するときは、発注者立会のもと「道路維持管理車両機能現況表」（様式 1）により車両の状況を確認し、発注者が支障なしと認めた場合に車両を返納するものとし、「道路維持管理車両返納書」（様式 3）を提出するものとする。
 - (5) 受注者は貸与車両の亡失、損傷または故障が発生した場合、直ちに発注者へ報告すること。これらが受注者の責に帰すべき理由による場合は、発注者の指示に従い速やかに修理を行うか、同等品を納入するか、または損害額を負担するものとする。なお、天災その他不可抗力による損害については、発注者と受注者の協議により対応を決定するものとする。
 - (6) 受注者は貸与車両の保管方法、運行管理等については、発注者と協議するものとする。
3. 道路維持管理作業車両に係る燃料及びその他必要な消耗品は、受注者の負担とするものとする。

第 15 条 機材の準備

1. 本業務に必要な機材は、受注者の責任と負担において作業内容に応じて準備するものとする。

○準備機材：振動コンパクタ、ほうき、スコップ、のこぎり、枝切りばさみ、チェーンソー、肩掛け式草刈り機、巻き尺、ポール、スタッフ、カメラ、カラーコーン、バリケード、保安燈、看板 等
2. 上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等は受注者の負担とする。

第 16 条 支給品

1. 道路維持管理業務に必要な補修材料等は発注者より受注者へ支給する。なお、受注者は修繕等に必要な材料の数量等を発注者と協議するものとする。

○支給品：常温合材、モルタル、砂、除草剤、クラック補修材、側溝蓋、グレーチング側溝蓋、ブルーシート、吸着マット、土嚢袋、融雪剤 等
2. 受注者は修繕作業に使用した支給品の数量等を発注者へ報告するものとする。

(案)

第17条 業務上の遵守事項

本業務時に遵守すべき事項は下記のとおりとする。

1. 道路維持管理作業の出発前には、下記の資機材のうち作業に必要な資機材が作業車両に搭載されているか確認するものとする。

名 称	資機材
記録・測定器	巻き尺、ポール、スタッフ、カメラ、カラスプレー
保 安 施 設	カラーコーン、バリケード、保安燈、誘導棒、ヘルメット
応 急 資 機 材	常温合材、砂、土嚢袋、ブルーシート
工 具	振動コンパクタ、ほうき、スコップ、のこぎり、枝切りばさみ、チェーンソー

2. 作業車両の運転員は、道路交通法等関係法規を厳守するとともに、常に安全運転に努めるものとする。
3. 道路維持管理作業の際は、携帯電話や無線電話を携帯し、走行中の連絡・受答えは助手席に着いた者が行うものとする。
4. 作業時の服装は、作業服、安全チョッキ、ヘルメットを着用するものとする。
5. 路上で作業を行う際は、黄色の灯火を行うものとする。
6. チェーンソー等の特別講習や資格等が必要な作業は、有資格者が行うものとする。
7. 現場調査や簡易修繕作業等は、現状や補修状況等を把握できるよう写真管理するものとする。
8. パトロールや作業中に市民等から問い合わせを受けた場合は、発注者が発行する身分証明書を提示しながら親切丁寧に対応し、速やかに状況確認等を行ったうえで、発注者に報告するものとする。

第18条 提出書類

提出書類は下記を標準とし、提出様式は発注者と協議するものとする。

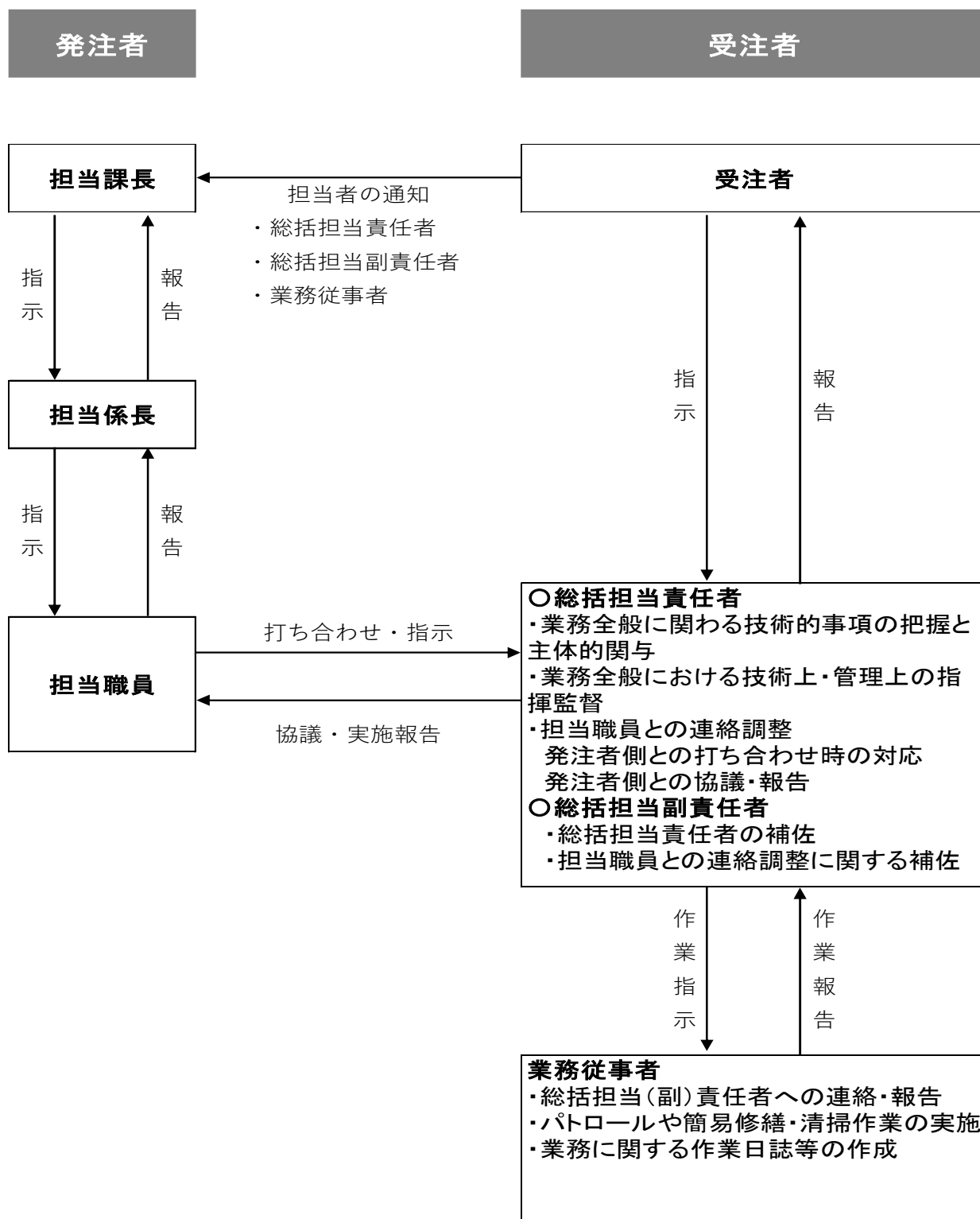
1. 業務計画書（実施体制表、標準的な1日の行動計画書、パトロール実施計画書 等）
2. 作業結果報告書（※作業日誌 ※作業箇所前後の写真含む）
3. パトロール点検結果報告書（点検経路、舗装や道路施設の破損箇所など）
4. 支給品使用量確認資料（常温合材、モルタル、除草剤等）

第19条 協議

本仕様書に定める業務内容等について、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

(案)

青葉区宮城総合支所道路維持管理業務委託 業務指揮系統図



(案)

青葉区宮城総合支所道路維持管理業務委託 業務対象日

◎令和7年度

凡例： ☐ 開庁日☒ 閉庁日

【開庁日数】

令和7年度：39日

令和8年度：241日

合計：280日

令和8年2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

開庁日： 18 日

令和8年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

開庁日： 21 日

◎令和8年度

令和8年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

開庁日： 21 日

令和8年5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

開庁日： 18 日

令和8年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

開庁日： 22 日

令和8年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

開庁日： 22 日

令和8年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

開庁日： 20 日

令和8年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

開庁日： 19 日

令和8年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

開庁日： 21 日

令和8年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

開庁日： 19 日

令和8年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

開庁日： 20 日

令和9年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

開庁日： 19 日

令和9年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

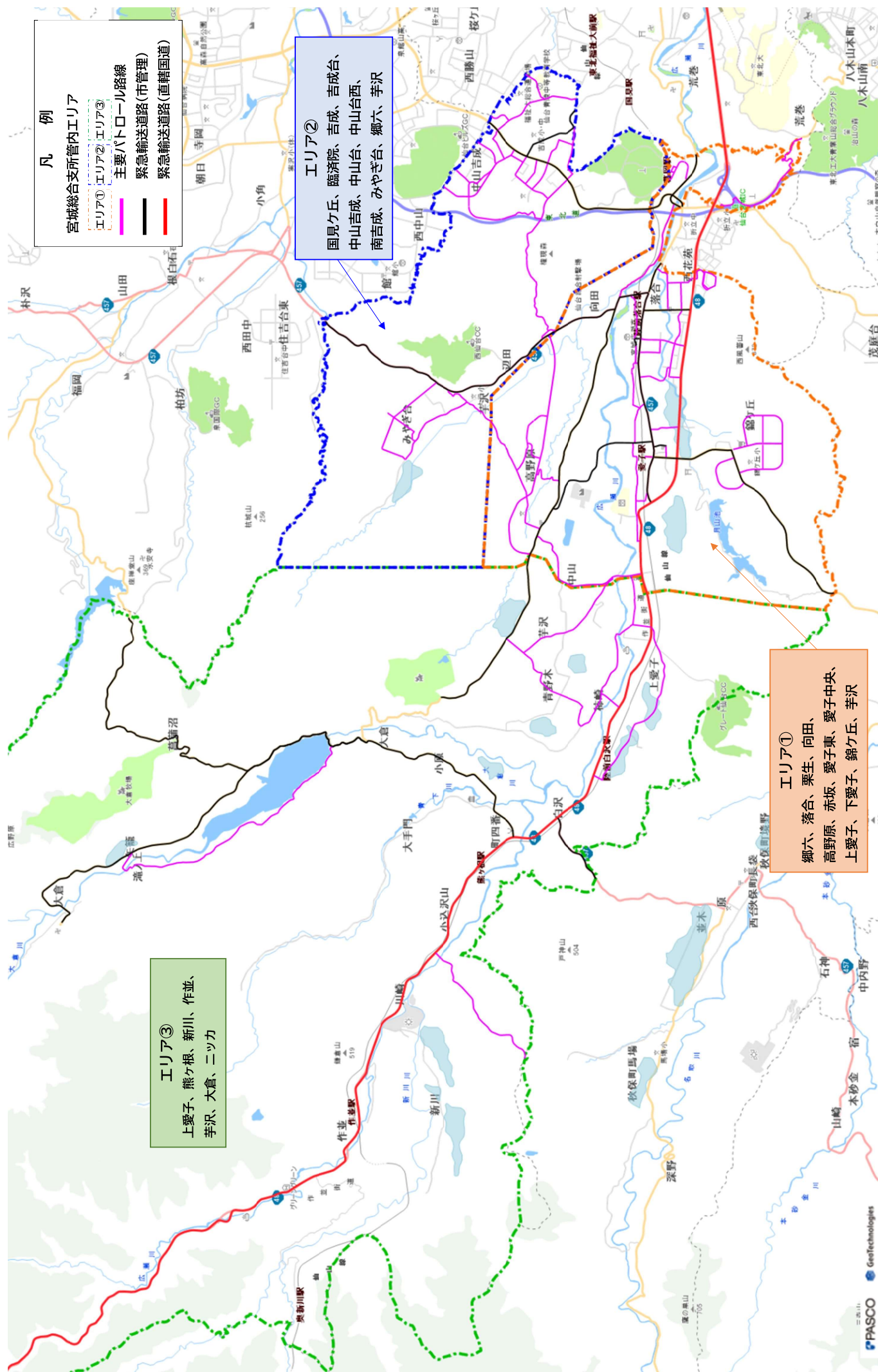
開庁日： 18 日

令和9年3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

開庁日： 22 日

青葉区宮城総合支所道路維持管理業務委託 パトロールエリア図



(案)

通常パトロール時の点検項目

1. 路面の状況確認	
・	車道・歩道面の舗装部に異常（穴ぼこ、不陸、凸凹、段差、クラック）が生じている箇所、路面と人孔の異常な段差箇所の発見、写真撮影
・	路面表示（区画線、文字等）が※消えかかっている箇所の発見、写真撮影
※目安：目視評価ランク 1 及び 2 （路面標示ハンドブック第 5 版 全国道路標識・標示業協会 p 188 参照）	
・	側溝、水路、柵等が破損している、又は詰まっている箇所の発見、写真撮影
・	車道・路肩・歩道上にある堆積物（土砂等）や雑草、落枝、落下物、不法投棄物、動物死骸の発見、写真撮影（なお、これらが発見した場合はその都度回収する）
・	歩道上の誘導ブロックの異常、破損状況の発見、写真撮影
2. 路肩の状況確認	
・	路肩に異常（舗装端部との段差、欠損等）が生じている箇所の発見、写真撮影
・	路肩に雑草が著しく繁茂している箇所の発見、写真撮影
3. 路上施設（交通安全施設）の状況確認	
・	車道、歩道上にある交通安全施設（防護柵、視線誘導標、道路反射鏡、道路標識、歩車道境界ブロック等）が破損・腐食している箇所の発見、写真撮影
4. 街路樹等の状況確認	
・	街路樹の根上り、枯枝・落枝等の発見、写真撮影
・	路外からの枝木による通行に支障となる恐れがある箇所の発見、写真撮影
5. 照明施設の状況確認	
・	照明施設の不点灯、破損、腐食している箇所の発見、写真撮影
6. 法面の状況確認	
・	法面、土留めが破損している（崩れ、亀裂、転倒、湧水等）箇所の発見、写真撮影
7. 橋梁、トンネルの状況確認	
・	橋梁区間の高欄、伸縮装置の破損・劣化箇所、排水装置の詰まり・破損箇所の発見、写真撮影
・	トンネル区間の照明施設の不点灯箇所や湧水箇所の発見、写真撮影
8. その他	
・	その他発注者指示に基づく道路施設等に関する調査、写真撮影

※ 1 上記点検は、開庁日の開庁時間内(8 時 30 分～17 時 15 分)に実施すること。

※ 2 いずれの場合も緊急対応が必要な場合は、速やかに発注者のうえ対応について指示を仰ぐものとする。

(案)

異常時パトロール時の点検項目

1. 地震時の状況確認
・路面、橋梁、トンネルの異常（亀裂、凹凸など）の発見、写真撮影
・占用物、道路隣接構造物の異常（路面との段差、道路内への倒れ込みなど）の発見、写真撮影
・法面、土留めの異常（亀裂、転倒など）の発見、写真撮影
・道路照明灯、歩道橋、標識の異常（傾きなど）の発見、写真撮影
2. 大雨時の状況確認
・冠水箇所の発見、写真撮影
・法面、土留めの異常（亀裂、転倒など）の発見、写真撮影
3. 暴風時の状況確認
・街路樹、道路照明灯、標識の異常（倒壊など）の発見、写真撮影
・落ち枝、粗大ごみの発見、写真撮影（なお、これらを発見した場合はその都度回収する）
4. その他異常気象時（大雪等）の状況確認
・発注者指示に基づく状況確認、写真撮影

※1 上記点検は、開庁日の開庁時間内(8時30分～17時15分)に実施すること。

※2 いずれの場合も緊急対応が必要な場合は、速やかに発注者のうえ対応について指示を仰ぐものとする。

様式1

道路維持管理車両機能現況表

車両所管課：

車両の名称											※ ₂	(例：借用・返納時に確認した大きな凹み、 動作不具合に係る整備要望等)								
規格・形式											不具合について記載									
初年度登録年月日											車両各部の状況及び									
登録番号											付属品									
車体番号											※ ₃									
車両の引渡（返納）場所											(例：チェーン、ウレタンエッジ等)									
走行距離計（又は アワ－メーター）の読み	引渡										品名	数量	状況	品名	数量	状況				
	返納																			
付属物	車検証										品名	数量	状況	品名	数量	状況				
	自賠責保険																			
	道路維持作業用自動車指定証																			
	車両の鍵																			
	点検記録表等ファイル																			
燃料計	E										F									
											※ ₁									
備考																				

(封)

令和 年 月 日

上記のとおり確認する。

車両所管課：

印

担当職員：

印

立会者

受注者：

印

業務担当者：

印

※₁：返納時は、引渡時よりも多いことを確認する。
※₂：破損や不具合がある場合に記載する。
※₃：付属品がある場合、品名や状況を記載する。

(案)

様式2

令和 年 月 日

受注者：住所

氏名

印

道路維持管理車両 借用書

青葉区宮城総合支所道路維持管理業務委託に使用する下記の車両について機能現況を確認のうえ借用します。

記

車両の名称	規格・形式	登録番号	車体番号	借用年月日	機能現況 表の添付	車両所管課
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	

※「道路維持管理車両機能現況表」（様式１）を添えて提出する。

(案)

様式3

令和 年 月 日

受注者：住所

氏名

印

道路維持管理車両 返納書

青葉区宮城総合支所道路維持管理業務委託に使用した下記の車両について機能現況を確認のうえ、返納します。

記

車両の名称	規格・形式	登録番号	車体番号	借用年月日	機能現況 表の添付	車両所管課
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	
					☐	

※「道路維持管理車両機能現況表」（様式1）を添えて提出する。